

山口市ホストタウン普及活動支援補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、本市が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるスペインのホストタウンであることから、民間事業者等がその取組を広く普及・発信させ、本市のシティセールス及び市民の国際感覚の醸成につながる事業の実施に要する経費の一部について、予算の範囲内において、「山口市ホストタウン普及活動支援補助金」(以下「補助金」という。)を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体とする。

- (1) 経済的な活動の分野でそれぞれの特性を生かしながら、スペインの文化などを広く普及・発信させ、継続的かつ経済的な発展につながる取組を行う市内の事業者及び団体
- (2) 市内で地域に根ざした活動を行い、主に大学生以下の青少年で組織され、団体の組織が明確であり、かつ会計・経理に関する事務を適切に行える体制がある団体で、スペインの文化などを広く普及・発信させ、ホストタウンの機運醸成につながる取組を行う団体
- (3) 市長が補助対象者として適当であると認める団体

(補助対象事業)

第3条 前条第1号の事業者及び団体による補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ホストタウンのPRやスペインをイメージする要素を入れた商品やパッケージ等の開発・改良等及びその初動の告知に係る事業
- (2) ホストタウンのPRに資する活動の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるもの

2 前条第2号の団体による補助事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スペインをテーマとした文化交流等を通して、ホストタウンを広く市民に発信する取組
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助事業として適当であると認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、第2条の補助事業者が、本市及び国、県、その他これらに準ずる団体等から、当該補助金に類するものの交付を受けている事業、及び他の団体から受託して行っている事業は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 第2条第1号及び第3号の事業者及び団体の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で20万円を限度とする。(1,000円未満切捨て)

2 第2条第2号の団体の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で5万円を限度とする。(1,000円未満切捨て)

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の申請は、山口市ホストタウン普及活動支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助事業に要する経費のうち補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 定款又は規約等の写し(個人事業主の場合を除く。)
- (5) 法人の登記事項証明書の写し(個人事業主の場合は、住民票)
- (6) 構成員名簿(第2条第1項第2号に定める団体の場合)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに山口市ホストタウン普及活動支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の計画を変更・中止しようとするときは、山口市ホストタウン普及活動支援事業計画変更(中止)申請書(様式第5号)による申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは変更又は中止決定を行い、山口市ホストタウン普及活動支援事業計画変更(中止)承認書(様式第6号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、補助事業の完了の日(補助事業の中止の承認を受けた場合には、その日)から起算して30日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに、山口市ホストタウン普及活動支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助対象経費に係る契約書等の写し
- (4) 補助事業に要した経費のうち補助対象経費の内容を明らかにした領収書等
- (5) 補助事業の実績が分かる成果品、写真等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受理したときは、その内容を審査し、その実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、第7条第1項の規定に基づく交付決定額(第8条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の範囲内で補助金の額を確定し、山口市ホストタウン普及活動支援補助金確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えている補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、山口市ホストタウン普及活動支援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、当該事業にかかる収支について、状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

(補助の取消等)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、山口市ホストタウン普及活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助金の決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定のほか、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 補助対象経費

区分	経費の種類
需用費	消耗品費、印刷製本費、交流事業に必要な材料費
報償費	講師謝礼、通訳謝礼
委託費（※）	新製品及びそのパッケージデザイン制作等を外注する際に要す経費（カタログ、製品パンフレット等の制作は除く）
役員費	通信運搬費、広告料、保険料（イベント保険）
原材料費（※）	原材料や商品等の開発・改良にかかる経費
使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に係る会場使用料

※委託費・原材料費は、第3条第1項に掲げる事業を行う事業者及び団体のみ該当。